

「個人事業者のインボイス制度への対応」

目次

はじめに.....	2
Ⅰ. 令和5年度税制改正の大綱.....	2
Ⅱ. おさらい.....	11
Ⅲ. 適格請求書発行事業者の登録.....	12
Ⅳ. 相続があった場合の取扱い.....	17
おわりに.....	19



日 時：令和5年1月17日（火）13時30分～15時20分
場 所：税理士会ビル2階大ホール
講 師：税理士 加藤 久也

許可なく複製することを禁じます。

はじめに

いよいよ適格請求書等保存方式が導入される令和5年を迎えました。

この研修では、確定申告期に接する機会が増える個人事業者のインボイス制度への対応について確認したいと思います。

また、これまでの研修は制度開始に合わせて「適格請求書発行事業者」となることを前提とした手続きを考えていましたが、この研修では、制度開始後に登録する場合や相続があった場合についても解説していきます。

個人事業者を前提として解説しますが、法人においても考え方は同様ですから応用していただける内容となっております。まず個人事業者の取扱いを押さえたうえで法人について検討していただくと理解しやすいと思います。

この研修資料では、国税庁が公表する以下の資料について略号で示しています。原文は、国税庁ホームページなどに公開されていますから、ご参照いただくときは、「資料名 国税庁」などと検索してください。

図表 1 略号一覧表

略号	資料名
QA	「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A」(平成30年6月(令和4年11月改訂)、国税庁軽減税率・インボイス制度対応室)
財務省作成資料	「インボイス制度の改正案に関する資料」(財務省ウェブサイト)
インボイス通達	消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する取扱通達(平成30年6月6日最終改正令和4年6月28日課軽2-4ほか)

I. 令和5年度税制改正の大綱

令和4年12月23日に閣議決定された「令和5年度税制改正の大綱」のうち適格請求書等に関連するつぎの4項目について確認します。税制改正の内容については、今後公布される法律等の条文で必ずご確認ください。

1. 小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置(2割特例)
2. 一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置(少額特例)
3. 少額な返還インボイスの交付義務の見直し
4. 登録制度の見直しと手続きの柔軟化

※ 本文中、囲み内が「令和5年度税制改正の大綱」の本文を引用したものであり、下線は筆者が付しました。

1. 小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置（2割特例）

（適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置）

① 適格請求書発行事業者の令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において、免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる場合には、その課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、当該課税標準額に対する消費税額に8割を乗じた額とすることにより、納付税額を当該課税標準額に対する消費税額の2割とすることができることとする。

【納付税額の計算方法】

次の設例で確認しましょう。

【設例】

課税売上高 770 万円（税込）、課税仕入高 165 万円（税込）、みなし仕入れ率 50%（第5種事業）を前提とし、税率 10% で計算する。

（原則課税の場合）

（1）売上げに係る消費税額 $770 \text{ 万円} \times 10/110 = 70 \text{ 万円}$

（2）仕入れに係る消費税額

① 原則 $165 \text{ 万円} \times 10/110 = 15 \text{ 万円}$

② 2割特例 $70 \text{ 万円} \times 80\% = 56 \text{ 万円}$

③ 有利選択 $15 \text{ 万円} < 56 \text{ 万円} \therefore 56 \text{ 万円}$

（3）納付税額 $70 \text{ 万円} - 56 \text{ 万円} = 14 \text{ 万円}$

（簡易課税の場合）

（1）売上げに係る消費税額 $770 \text{ 万円} \times 10/110 = 70 \text{ 万円}$

（2）仕入れに係る消費税額

① 簡易 $70 \text{ 万円} \times 50\% = 35 \text{ 万円}$

② 2割特例 $70 \text{ 万円} \times 80\% = 56 \text{ 万円}$

③ 有利選択 $35 \text{ 万円} < 56 \text{ 万円} \therefore 56 \text{ 万円}$

（3）納付税額 $70 \text{ 万円} - 56 \text{ 万円} = 14 \text{ 万円}$

☞ 請求書等の保存状況、簡易課税の選択状況によっては、原則・簡易との比較計算をせずに、2割特例を適用することができます。すなわち、課税売上高を適用税率ごとに集計できれば納付税額を計算することができます。

【令和4年9月の研修資料 27 頁の改訂】

(4) 法人が役員に支払う家賃について

【事例】

法人が役員に支払う家賃について、役員の不動産収入に係る年間課税売上高が 1,000 万円以下であれば免税事業者とされ消費税の申告納付を行う必要はありません。一方、法人は仕入税額控除を受けているものと思います。では、インボイス制度が導入された場合、その役員は適格請求書発行事業者の登録をしたほうがよいのでしょうか。

【検討】

年間家賃を 990 万円（月 825,000 円）と仮定して試算してみましょう。

なお、法人の仕入れ税額控除の計算方式は原則とし全額控除されるものとし、役員は簡易課税を選択することを前提とします。

図表 2 適格請求書発行事業者の非登録、登録による比較表（筆者作成）

	適格請求書発行事業者とならない			適格請求書発行事業者となる		
	法人の 控除額	役員の 納付額	差引	法人の 控除額	役員の 納付額	差引
100%控除	900,000	0	900,000	900,000	0	900,000
80%控除	720,000	0	720,000	900,000	☆180,000	720,000
50%控除	450,000	0	450,000	900,000	540,000	360,000
控除不可	0	0	0	900,000	540,000	360,000

【法人の控除額の計算】

$9,900,000 \text{ 円} \times (10/110) = 900,000 \text{ 円}$

100%控除： $900,000 \text{ 円} \times 100\% = 900,000 \text{ 円}$

80%控除： $900,000 \text{ 円} \times 80\% = 720,000 \text{ 円}$

50%控除： $900,000 \text{ 円} \times 50\% = 450,000 \text{ 円}$

【役員の納付額の計算】

① 売上げに係る消費税額

$9,900,000 \text{ 円} \times (100/110) \times 10\% = 900,000 \text{ 円}$

② 仕入れに係る消費税額

(a) 2割特例 $900,000 \text{ 円} \times 80\%$ (2割特例) = 720,000 円

(b) 簡易課税 $900,000 \text{ 円} \times 40\%$ (第6種) = 360,000 円

③ 納付税額

(a) 2割特例 ① - ② = 180,000 円☆

(b) 簡易課税 ① - ② = 540,000 円

【適用課税期間】

適格請求書発行事業者の令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間（＝個人事業者の場合は、令和5年10月～12月分から令和8年分まで）で、基準期間における課税売上高が1,000万円以下となる課税期間です。

図表 3

R4.1	免税	R5.1	免税	R6.1	課税	R7.1	課税	R8.1	課税	R9.1	課税
				特例	2割特例	2割特例	2割特例	2割特例	2割特例	2割特例なし	
	1,000万円以下	1,000万円以下		1,000万円以下							

㊦ 適格請求書発行事業者の登録をしなければ免税事業者となる課税期間という意味です。図表4に掲げる規定により納税義務が免除されない課税期間について、2割特例の適用を受けることはできません。

図表 4

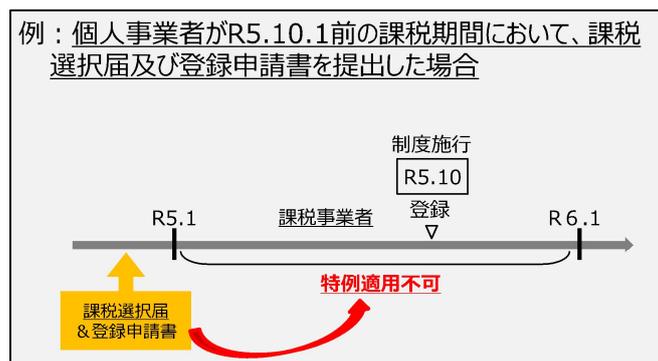
R4.1	免税	R5.1	免税	R6.1	課税	R7.1	課税	R8.1	課税	R9.1	課税
				特例	2割特例	2割特例	2割特例適用なし	2割特例なし			
	1,000万円以下	1,000万円以下		1,000万円超							

図表 5（財務省作成資料より）

納税義務の免除の特例に係る規定	
基準期間 特定期間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基準期間における課税売上高が1千万円を超える場合（消法9①） ○ 特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例（消法9の2①）
承継・新設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相続・合併・分割があった場合の納税義務の免除の特例（消法10、11、12） ○ 新設法人の納税義務の免除の特例（消法12の2①） ○ 特定新規設立法人の納税義務の免除の特例（消法12の3①）
3年 縛り	<ul style="list-style-type: none"> ○ 課税事業者選択届出書を提出して2年以内に本則課税で調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合の3年間（消法9⑦） ○ 新設法人及び特定新規設立法人の特例の適用を受けて、本則課税で調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合の3年間（消法12の2②・12の3③） ○ 本則課税で高額特定資産の仕入れ等を行った場合の3年間（消法12の4①） ○ 高額特定資産について棚卸資産の調整の適用を受けた場合の3年間（消法12の4②）

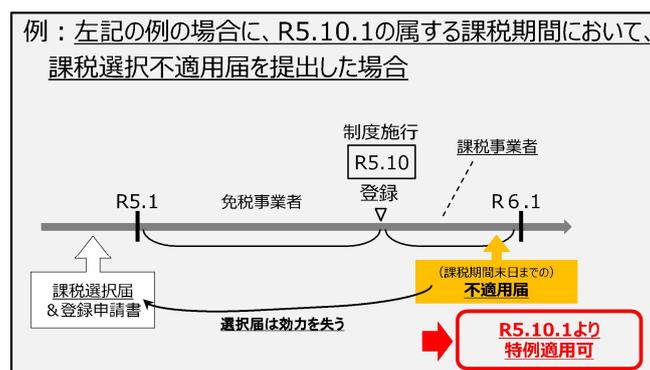
(注1) 上記の措置は、課税期間の特例の適用を受ける課税期間及び令和5年10月1日前から課税事業者選択届出書の提出により引き続き事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる同日の属する課税期間については、適用しない。

図表 6 (財務省作成資料より)



(注2) 課税事業者選択届出書を提出したことにより令和5年10月1日の属する課税期間から事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる適格請求書発行事業者が、当該課税期間中に課税事業者選択不適用届出書を提出したときは、当該課税期間からその課税事業者選択届出書は効力を失うこととする。

図表 7 (財務省作成資料より)



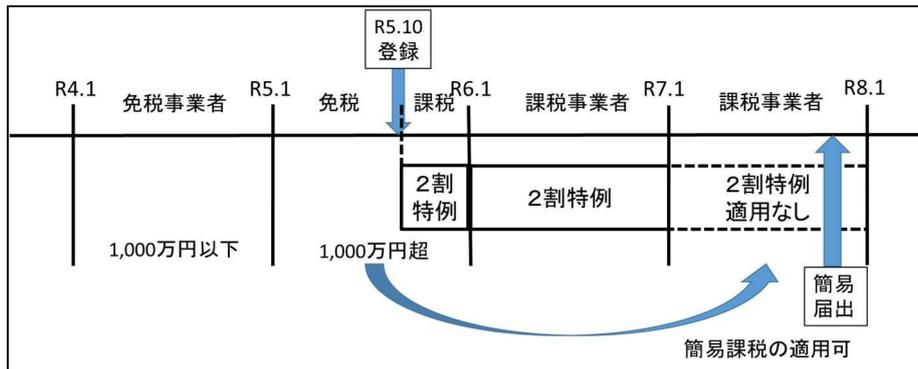
② 適格請求書発行事業者が上記①の適用を受けようとする場合には、確定申告書にその旨を付記するものとする。

- ㊦ 事前の届出は不要。欄外に付記
- ㊦ 2年間の継続適用のしぼりなし。
- ㊦ 申告時に選択適用できる。

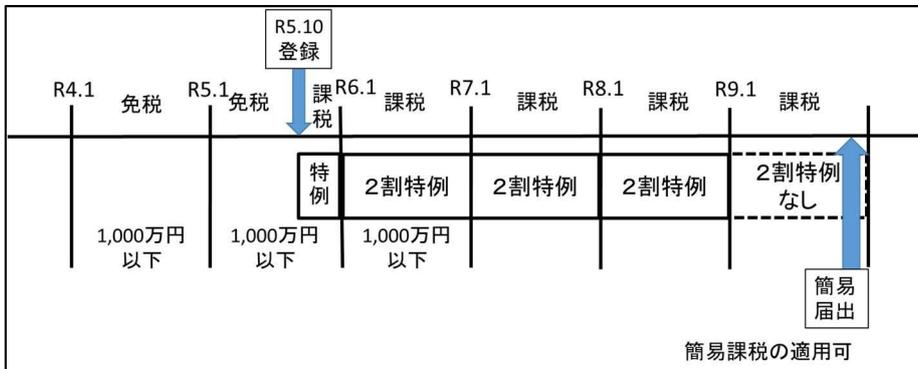
③ 上記①の適用を受けた適格請求書発行事業者が、当該適用を受けた課税期間の翌課税期間中に、簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を納税地を所轄する税務署長に提出したときは、その提出した日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を認めることとする。

㊦ 翌課税期間に「2割特例」の適用を受けられない場合の救済措置です。

図表 8 【基準期間における課税売上高が1千万円を超える課税期間がある場合】



図表 9 【特例期間が終了する翌課税期間において簡易課税制度を適用する場合】

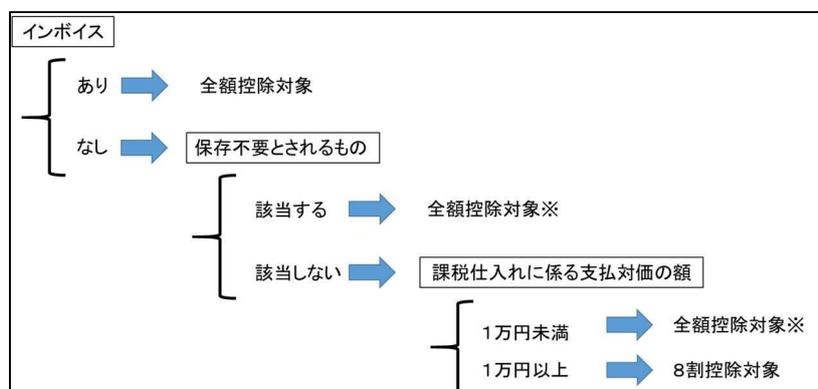


④ その他所要の措置を講ずる。

2. 一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置（少額特例）

基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、当該課税仕入れに係る支払対価の額が1万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存による仕入税額控除を認める経過措置を講ずる。

図表 10



㊦ 「課税仕入れに係る支払対価の額」は消費税込みの金額です（消法30⑥）。

㊦ 帳簿のみの保存で仕入税額控除の適用を受けることができる場合の帳簿の記載事項

請求書等の交付を受けることが困難であるなどの理由により、3万円未満の公共交通機関による旅客の運送などの取引については、一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められます（新消法30⑦、新消令49①、新消規15の4）が、Q&A問98（帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合の帳簿への一定の記載事項）には、「帳簿の記載事項に関し、通常必要な記載事項に加え、次の事項の記載が必要となります。」として、以下の項目が挙げられています。

- ・ 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められるいずれかの仕入れに該当する旨
- ・ 仕入れの相手方の住所又は所在地（一定の者を除きます。）

「少額特例」についても同様の記載が求められるかについて今後の法案などに注目する必要があります。

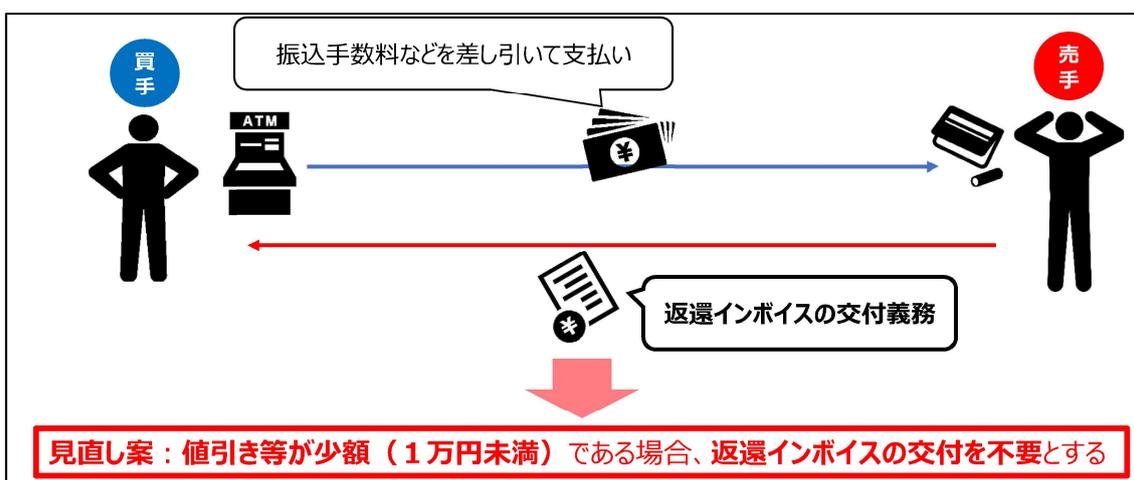
3. 少額な返還インボイスの交付義務の見直し

売上げに係る対価の返還等に係る税込価額が1万円未満である場合には、その適格返還請求書の交付義務を免除する。

(注) 上記の改正は、令和5年10月1日以後の課税資産の譲渡等につき行う売上げに係る対価の返還等について適用する。請求書の交付義務を免除する。

- ☞ 事業者の限定なし。適用期限なし。恒久措置です。
- ☞ 売手負担の振込手数料に係る事務負担が解消されるほか、小売店の店頭等における少額商品の返品等についても返還インボイスの対応が不要となります。

図表 11 (財務省作成資料)



4. 登録制度の見直しと手続きの柔軟化

- ① 免税事業者が適格請求書発行事業者の登録申請書を提出し、課税期間の初日から登録を受けようとする場合には、当該課税期間の初日から起算して15日前の日（現行：当該課税期間の初日の前日から起算して1月前の日）までに登録申請書を提出しなければならないこととする。この場合において、当該課税期間の初日後に登録がされたときは、同日に登録を受けたものとみなす。
- ② 適格請求書発行事業者が登録の取消しを求める届出書を提出し、その提出があった課税期間の翌課税期間の初日から登録を取り消そうとする場合には、当該翌課税期間の初日から起算して15日前の日（現行：その提出があった課税期間の末日から起算して30日前の日の前日）までに届出書を提出しなければならないこととする。

☞令和6年1月1日から登録する（取り消す）場合

令和5年12月17日（令和5年12月17日は日曜日ですから、令和5年12月18日(月)が期限となります。）までに提出する。

- ③ 適格請求書発行事業者の登録等に関する経過措置の適用により、令和5年10月1日後に適格請求書発行事業者の登録を受けようとする免税事業者は、その登録申請書に、提出する日から15日を経過する日以後の日を登録希望日として記載するものとする。この場合において、当該登録希望日後に登録がされたときは、当該登録希望日に登録を受けたものとみなす。

図表 12

日	月	火	水	木	金	土
12/17	18	19	20	21	22	23
⑮	⑭	⑬	⑫	⑪	⑩	⑨
提出日→	①	②	③	④	⑤	⑥
24	25	26	27	28	29	30
⑧	⑦	⑥	⑤	④	③	②
⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
12/31	1/1					
①	←初日					
⑭	⑮					

Ⅱ. おさらい

1. 適用開始日

適格請求書等保存方式は、令和5年10月1日から開始されます。

適用開始日以後の課税仕入れ等については、適格請求書等の保存が必要とされます。課税期間単位ではなく、この日から始まることに注意が必要です。

2. 登録申請期限

適用開始日から適格請求書発行事業者となるには、原則として令和5年3月31日（※）までに申請書を提出する必要があります。

（※）特定期間における課税売上高又は給与等の支払額が 1,000 万円を超えたことにより課税事業者となる場合（法9の2①）は令和5年6月30日まで。

ただし、困難な事情がある場合は、令和5年9月30日までに提出すれば、令和5年10月1日に登録を受けたものとみなされます。（改正令附則15）

なお、「困難な事情」については、その困難の度合いは問わないこととされています。（インボイス通達5-2）

「(注) 上記の改正の趣旨等を踏まえ、令和5年10月1日から適格請求書発行事業者の登録を受けようとする事業者が、その申請期限後に提出する登録申請書に記載する困難な事情については、運用上、記載がなくとも改めて求めないものとする。」

☞ 「困難な事情」を記載する必要なし（令和5年度税制改正大綱）

3. 適格請求書発行事業者の義務

- 課税事業者から求められた場合の交付義務。
- 写しの保存義務。
- 適格返還請求書の交付義務。

Ⅲ. 適格請求書発行事業者の登録

適格請求書発行事業者登録申請書、仕入税額控除の特例（2割控除）、簡易課税制度の選択について、個人事業者を前提として検討しましょう。

1. 課税事業者の場合

(1) 令和5年10月1日に登録を受ける場合

① 適格請求書発行事業者登録申請書

原則として令和5年3月31日までに適格請求書発行事業者登録申請書を提出する必要があります。

なお、令和5年3月31日までに登録申請書を提出できなかったことにつき困難な事情がある場合に、令和5年9月30日までの間に登録申請書にその困難な事情を記載して提出し、税務署長により適格請求書発行事業者の登録を受けたときは、令和5年10月1日に登録を受けたこととみなされます（改正令附則15）。

② 仕入税額控除の特例（2割特例）

もともと課税事業者のため仕入税額控除の特例の適用はありません。ただし、基準期間における課税売上高が1,000万円を以下となった課税期間については、仕入税額控除の特例の適用があります。

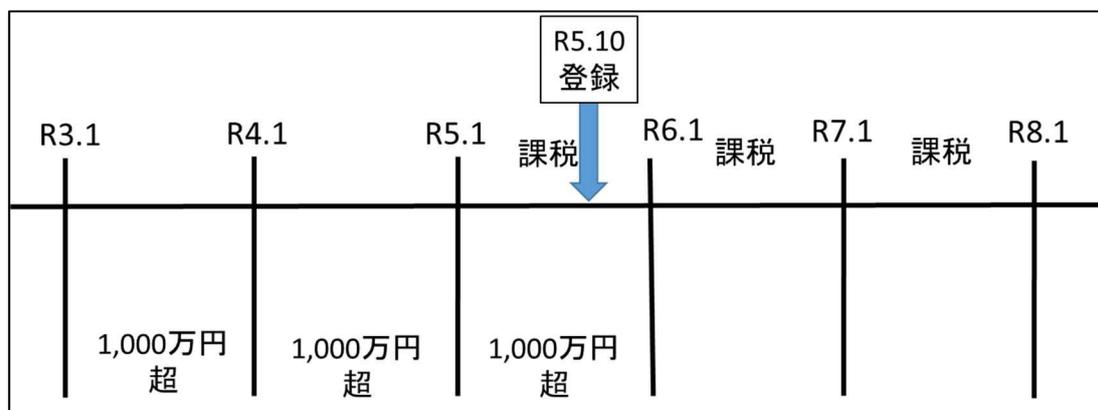
③ 簡易課税制度選択届出書の提出

簡易課税制度選択届出書の提出の特例は適用されないため、令和5年分について簡易課税制度の適用を受けるためには、簡易課税制度選択届出書を令和4年12月31日までに提出する必要があります。

④ コメント

令和5年分について課税事業者であることは、遅くとも令和4年3月に判明しているわけですから、免税事業者に対する特例の適用はありません。

図表 13



(2) 令和5年10月2日以後に登録を受ける場合

消費者に対する商品販売業を営んでいたため適格請求書発行事業者の登録申請をしていませんでした。しかし状況の変化により、インボイス制度開始後に適格請求書発行事業者の登録を受けたい場合についてみてみましょう。

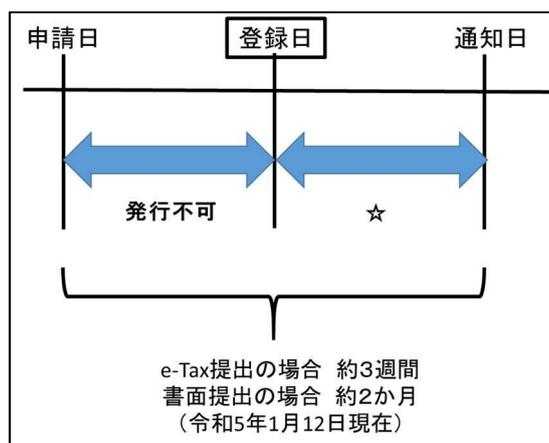
① 申請日、登録日、通知日

適格請求書発行事業者登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。では、いつからインボイスを発行できるようになるのでしょうか。

QA問5の答より抜粋

登録の効力は、通知の日にかかわらず、適格請求書発行事業者登録簿に登載された日（以下「登録日」といいます。）から生じます。このため、登録日以降の取引については、相手方（課税事業者に限ります。）の求めに応じ、適格請求書を交付する義務があります（インボイス通達2-4）。

図表 14



QA問33より抜粋

通知を受けた後、登録番号や税率ごとに区分した消費税額等を記載し、適格請求書の記載事項を満たした請求書を改めて相手方に交付する必要がありますが、通知を受けた後に登録番号などの適格請求書の記載事項として不足する事項を相手方に書面等（注）で通知することで、既に交付した請求書と合わせて適格請求書の記載事項を満たすことができます（インボイス通達2-4）。

（注）既に交付した書類との相互の関連が明確であり、書面等の交付を受ける事業者が適格請求書の記載事項を適正に認識できるものに限りです。

2. 免税事業者の場合

(1) 令和5年10月1日に登録を受ける場合

① 適格請求書発行事業者登録申請書

原則として令和5年3月31日までに適格請求書発行事業者登録申請書を提出する必要があります。

経過措置により課税事業者選択届出書を提出する必要はなく、令和5年10月1日から課税事業者とされます。

なお、令和5年3月31日までに登録申請書を提出できなかったことにつき困難な事情がある場合に、令和5年9月30日までの間に登録申請書にその困難な事情を記載して提出し、税務署長により適格請求書発行事業者の登録を受けたときは、令和5年10月1日に登録を受けたこととみなされます（改正令附則15）。

② 仕入税額控除の特例（2割特例）

基準期間における課税売上高が1,000万円を以下の課税期間について、仕入税額控除の特例の適用があります。

③ 簡易課税制度選択届出書の提出

簡易課税制度選択届出書の提出の特例の適用があるため、令和5年分について簡易課税制度の適用を受けるためには、届出書を令和5年12月31日までに提出する必要があります。

④ コメント

仕入税額控除の特例（2割特例）の適用が受けられるため、第1種事業でない限り簡易課税制度選択届出書の提出を急ぐ必要はありません。

図表 15

R4.1	免税	R5.1	免税	R5.10	登録	R6.1	課税	R7.1	課税	R8.1	課税	R9.1	課税
				↓		特例	2割特例	2割特例	2割特例	2割特例	2割特例なし		
	1,000万円以下		1,000万円以下			1,000万円以下							

(2) 令和6年1月1日に登録を受ける場合

① 適格請求書発行事業者登録申請書

令和5年12月17日までに登録希望日を令和6年1月1日と記載した適格請求書発行事業者登録申請書を提出する必要があります。

経過措置により課税事業者選択届出書を提出する必要はなく、令和6年1月1日から課税事業者とされます。

② 仕入税額控除の特例（2割特例）

基準期間における課税売上高が1,000万円を以下の課税期間について、仕入税額控除の特例の適用があります。

③ 簡易課税制度選択届出書の提出

簡易課税制度選択届出書の提出の特例の適用があるため、令和6年分について簡易課税制度の適用を受けるためには、届出書を令和6年12月31日までに提出する必要があります。

④ コメント

仕入税額控除の特例（2割特例）の適用が受けられるため、そのいとなむ事業が第1種事業でない限り簡易課税制度選択届出書の提出を急ぐ必要はありません。

課税期間の途中の日を「登録日」とすることもできますが、実務上煩雑になることから、課税期間の初日を登録日とするように計画しましょう。

図表 16

	R4.1	免税	R5.1	免税	R6.1	課税	R7.1	課税	R8.1	課税	R9.1	課税
		1,000万円以下		1,000万円以下	↓ 登録	2割特例	2割特例	2割特例	2割特例	2割特例なし		
						1,000万円以下						

3. 新規開業の場合

個人事業者が新たに事業を開業する場合、従来、開業後2年間は消費税の免税事業者だったのですが、インボイス制度が始まることにより、事業形態によっては、開業当初から適格請求書発行事業者の登録をする必要から課税事業者とならざるを得ない場合があります。ここでは、令和6年中に新たに開業した個人事業者を例として、手続と規定の適用関係について確認しておきましょう。

(1) 適格請求書発行事業者登録申請書の提出

令和6年は開業した日の属する課税期間に該当するため、適格請求書発行事業者登録申請書を令和6年12月31日までに提出し、登録を受けることにより、令和6年1月1日に遡って登録されたものとみなされます（新消令70の4）。

しかし個人事業者の場合は、登録を受けるまで番号がわからないため、早く申請して登録を受ける必要があるものと思われます。

※免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受ける場合、経過措置により、課税選択届出書の提出を要せず課税事業者になることができます。

(2) 仕入税額控除の特例（2割特例）

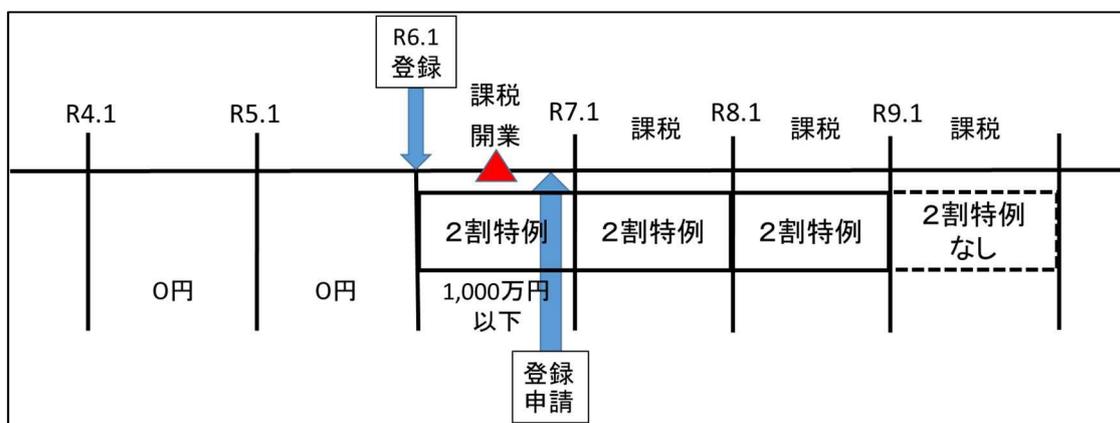
令和6年分、令和7年分については、基準期間における課税売上高がないため、仕入税額控除の特例の適用があります。令和8年分については、令和6年分における課税売上高が1,000万円以下であれば、仕入税額控除の特例の適用があります。

※特定期間における課税売上高にも留意が必要です。

③ 簡易課税制度選択届出書の提出

令和6年は、開業した日の属する課税期間に該当するため、令和6年分から簡易課税制度の適用を受けるためには、簡易課税制度選択届出書を令和6年12月31日までに提出する必要があります。

図表 17



IV. 相続があった場合の取扱い

Q&A 問 16 適格請求書発行事業者の登録を受けていた親から相続を受け、事業を承継したのですが、適格請求書等保存方式において必要となる手続及び適格請求書発行事業者の登録の効力について教えてください。【令和3年7月追加】

【答】（一部抜粋）

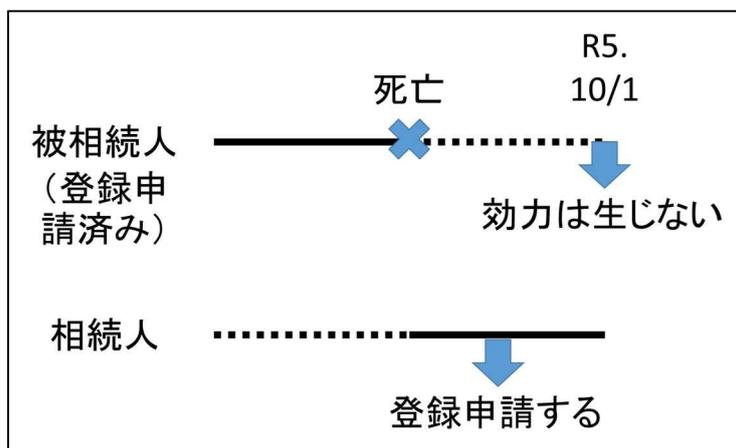
1 令和5年10月1日より前に死亡した場合

令和5年10月1日から登録を受けることとされていた事業者が、令和5年10月1日より前に死亡した場合は、登録の効力は生じません。したがって、相続により事業を承継した相続人が、適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、登録申請書を提出する必要があります（相続人が既に登録申請書を提出していた場合を除きます。）。

令和5年10月1日から登録を受けようとする場合は、原則として、令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要がありますが、令和5年3月31日までに登録申請書を提出できなかったことにつき困難な事情がある場合に、令和5年9月30日までの間に登録申請書にその困難な事情を記載して提出し、税務署長により適格請求書発行事業者の登録を受けたときは、令和5年10月1日に登録を受けたこととみなされる措置が設けられています（改正令附則15）。相続による事業承継は、この困難な事情に該当しますので、令和5年9月30日までに登録申請書を提出していただければ、令和5年10月1日から登録を受けることができます。

なお、登録申請を行った事業者が死亡した場合は、相続人は、「個人事業者の死亡届出書」を提出いただきますようお願いします。

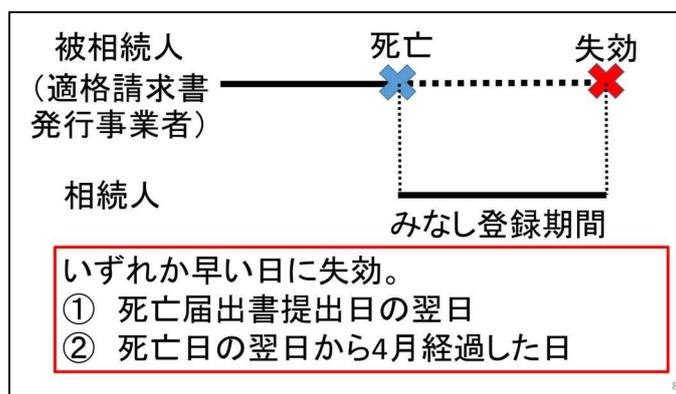
図表 18



2 令和5年10月1日以後に死亡した場合

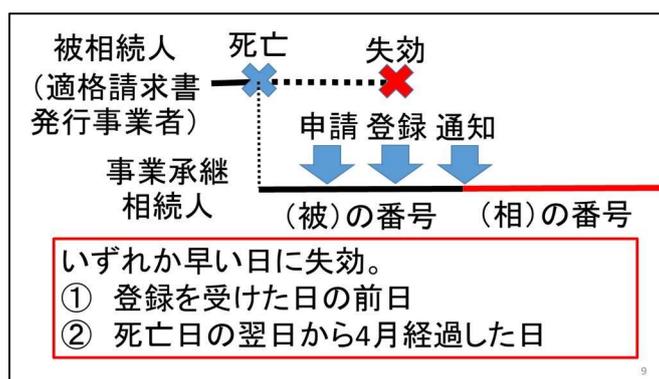
令和5年10月1日以後に適格請求書発行事業者が死亡した場合、その相続人は「適格請求書発行事業者の死亡届出書」を提出する必要があり、届出書の提出日の翌日又は死亡した日の翌日から4月を経過した日のいずれか早い日（※）に登録の効力が失われます。また、相続により事業を承継した相続人が、適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、相続人は登録申請書の提出が必要となります（相続人が既に登録を受けていた場合を除きます）。

図表 19



なお、相続により適格請求書発行事業者の事業を継承した相続人の相続のあった日の翌日から、その相続人が適格請求書発行事業者の登録を受けた日の前日又はその相続に係る適格請求書発行事業者が死亡した日の翌日から4月を経過する日のいずれか早い日までの期間については、相続人を適格請求書発行事業者とみなす措置（※）が設けられており、この場合、被相続人の登録番号を相続人の登録番号とみなすこととされています。

図表 20



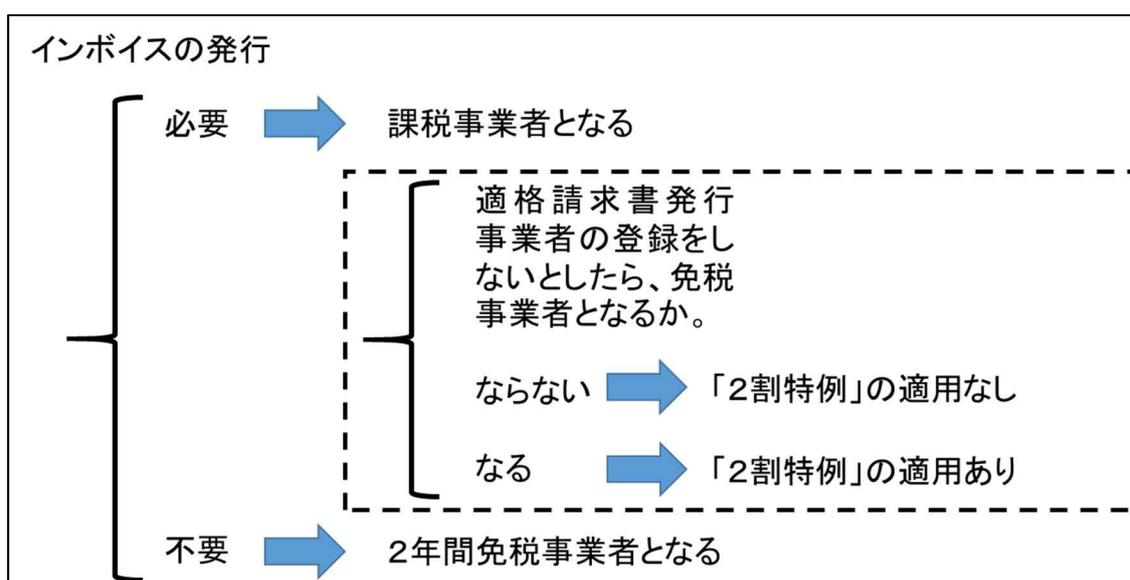
登録申請書の提出から登録通知を受けるまでには、その審査等に一定の期間を要しますので、相続により事業を承継した相続人が適格請求書発行事業者の登録を受ける場合は、お早めに登録申請書をご提出ください。

（※）相続人を適格請求書発行事業者とみなす措置の適用がある場合、その措置の適用がある期間は被相続人の登録は有効です。

おわりに

今年は、インボイス制度への対応に追われる 1 年となりそうです。その一方で、今まで「消費税は、開業、設立後 2 年間免税事業者となる。」という常識が覆され、「インボイスの発行が必要な場合には課税事業者として事業をスタートする。」ことになりました。しかし、「2 割特例」の出現により話はさらにややこしくなりました。今後は、インボイスへの対応そのものの話題からこのような納税義務との関係についても考えていく必要を感じ今回の研修内容としました。先生方の実務の一助になれば幸いです。

図表 21



講師略歴 2023. 01. 13 現在

加藤 久也 KATO hisaya

1991 年富山大学理学部卒。1991 年～1995 年株式会社日立製作所に勤務。1998 年税理士試験合格。2000 年税理士登録。2002 年愛知県春日井市に加藤久也税理士事務所開業。税理士業の他、1998 年～2019 年名古屋大原学園、2016 年～名城大学、2019 年～愛知淑徳大学にて非常勤講師を務めている。2017 年東海税理士会税務研究所研究員、2021 年同研究所副所長に就任し、現在に至る。日本税法学会所属。

本資料は、研修を受講していただく際に理解の助けとなるように作成されています。他へ配布されると誤解を生ずることがありますので、コピーを配布することを禁止しています。